

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
I 求人受理時の事務費用	<u>250,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 (分割により、月額に分割してお支払いをお受けいたします)
II 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (1) 期間の定めのない雇用契約、もしくは4か月以上の雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (2) 1か月以上4か月未満の雇用契約の紹介の場合 <u>500,000円</u> (3) 1か月未満の雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
III 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 (分割により、月額に分割してお支払いをお受けいたします)
IV 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索及び求人・求職者に提供する紹介のサービス	着手金 <u>500,000円</u> 活動1日当たり <u>50,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

V 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の <u>50 %</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
VI 上記手数料の返戻制度	上記Ⅱ（１）及びⅢの手数料につきましては、何れも紹介後就職に至り、3 か月未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により一部返戻します。 1、 1 か月未満の離職 <u>50 %</u> 2、 3 か月未満の離職 <u>30 %</u> 但し、上記Ⅱ（１）の対象は、期間の定めのない雇用契約の紹介の場合に限る。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号： 26ーユー010021

事業所の名称： 株式会社エブリワーク

所在地： 京都市中京区河原町二条上ル清水町362 AXE ABビル3階